学位規則改正に伴う博士論文のインターネット公表に関する研修会 平成25年9月24日(鹿児島大学)

学位規則の改正に伴う 著作権等の権利処理について

信州大学附属図書館 森 一郎

本日の内容

- 1. 用語の確認
- 2. 機関リポジトリへの登録
- 3.「学位規則」の改正
- 4. 「要約」について
- 5. 今後の課題

1. 用語の確認

著作権法の用語(1)

著作物	思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの(2条1項1号)
著 作 者	著作物を創作する者(2条1項2号)
著作権者	著作権を有する者
│共 同 著 作 物 │	2人以上の者が共同して創作した著作物で、各人の寄与を 分離して個別的に利用することができないもの
	(2条1項12号)
│複 製 │	印刷, 写真, 複写, 録音, 録画などの方法により著作物を 有形的に再製すること(2条1項15号)
公衆	特定かつ多数の者を含む(2条5項)
公衆送信	公衆によって直接受信されることを目的として無線通信又は有線電気通信の送信を行うこと(2条1項7号の2)
自動公衆送信	公衆送信のうち公衆からの求めに応じ自動的に行うもの (2条1項9号の4)
送信可能化	電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力すること。または、情報が入力された自動公衆送信装置を電気通信回線に接続すること。(2条1項9号の5)
翻 案	編曲,変形,脚色,映画化などにより新たな著作物を創作 すること

著作権法の用語(2)

公	表	著作権者等によって公衆に対して発行,上演,演奏,上映,公衆送信,口述,展示された状態(4条1項)
発	行	よって作成され頒布された状態(3条1項)
レ	コード	蓄音機用音盤、録音テープその他の物に音を固定したもの(2条1項5号)
映	迪	映画に類似する視覚的・視聴覚的効果を生じさせる方法 で表現され、物に固定されている著作物を含むもの (2条3項)
演	奏	歌唱を含む(録音・録画物の再生を含む)(公衆送信される ものを除く)(2条1項16号, 2条7項)
上	演	著作物を演奏以外の方法で演じること(録音・録画物の再生を含む)(公衆送信されるものを除く)(2条1項16号, 2条7項)
	述	朗読等により著作物を口頭で伝達すること(録音・録画物の再生を含み,実演に該当するものを除く)(公衆送信されるものを除く)(2条1項18号, 2条7項)
上	映	著作物を映写すること(合わせて映画の著作物の音を再生することを含む)(公衆送信されるものを除く)(2条1項17号)

著作権

著作者人格権	公表権 (18条) / 氏名表示権 (19条) / 同一性保持権 (20条)
著作権に 含まれる 権利の種類	複製権 (21条) / 上演権, 演奏権 (22条) / 上映権 (22条の2) / 公衆送信権 (23条) / 口述権 (24条) / 展示権 (25条) / 頒布権 (26条) / 譲渡権 (26条の2) / 貸与権 (26条の3) / 翻訳権, 翻案権 (27条) / 二次的著作物の利用に関する原著作者の権利 (28条)

著作隣接権

実演家 の権利	氏名表示権(90条の2)/同一性保持権(90条の3)/ 録音権,録画権(91条)/放送権,有線放送権(92条)/ 送信可能化権(92条の2)/放送のための固定(93条)/ 放送のための固定等による放送(94条)/ 放送される実演の有線放送(94条の2)/ 商業用レコードの二次使用(95条)/譲渡権(95条の2)/ 貸与権(95条の2)
レコード	複製権 (96条) / 送信可能化権 (96条の2) /
製作者	商業用レコードの二次使用 (97条) /
の権利	譲渡権 (97条の2) / 貸与権 (97条の3)
放送事業者 の権利	複製権 (98条) / 再放送権, 有線放送権 (99条) / 送信可能化権 (99条の2) / テレビジョン放送の伝達権 (100条)
有線放送	複製権(100条の2)/放送権,再有線放送権(100条の3)/
事業者	送信可能化権(100条の4)/
の権利	有線テレビジョン放送の伝達権(100条の5)

2. 機関リポジトリへの登録

機関リポジトリへコンテンツを登録する前に

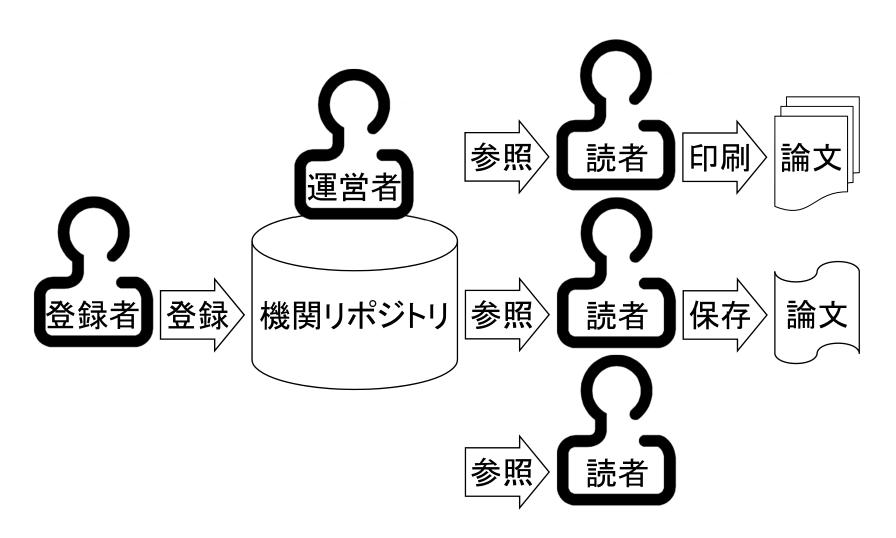
- 著作者は、その著作物を〇〇する権利を専有する。 (21条など、21条から28条)
- 著作権は、その全部又は一部を譲渡することができる。 (61条1項)
- 著作権者は、他人に対し、 その著作物の利用を許諾することができる。(63条1項)
- △△を目的とする場合には、著作物を ○○することができる。(35条など、30条~50条)

まず著作権者の確認

ほかにも色んなケースがあるでしょうが…

- 1. 執筆者が1人で執筆者が保持している
- 2. 執筆者が複数で各執筆者が共有している
- 3. 執筆者が1人で出版社等へ譲渡されている
- 4. 執筆者が複数で出版社等へ譲渡されている

機関リポジトリのコンテンツ利用



3. 「学位規則」の改正

改めて「学位規則」の改正(1)

新 旧 (論文要旨等の公表) (論文要旨等の公表) 第8条 大学及び独立行政法 第8条 大学及び独立行政法 人大学評価 学位授与機構 人大学評価•学位授与機構 は、博士の学位を授与した は、博士の学位を授与した ときは、当該博士の学位を ときは、当該博士の学位を 授与した日から3月以内に. 授与した日から3月以内に. 当該博士の学位の授与に 当該博士の学位の授与に 係る論文の内容の要旨及 係る論文の内容の要旨及 び論文審査の結果の要旨 び論文審査の結果の要旨 をインターネットの利用によ を公表するものとする。 り公表するものとする。

改めて「学位規則」の改正(2)

新 旧 第9条 博士の学位を授与され 第9条 博士の学位を授与され た者は、当該博士の学位を た者は、当該学位を授与さ 授与された日から1年以内 れた日から1年以内に、そ に、当該博士の学位の授与 の論文を印刷公表するもの に係る論文の全文を公表す とする。ただし、当該学位を るものとする。ただし、当該 授与される前に既に印刷公 博士の学位を授与される前 表したときは、この限りでな に既に公表したときは、この (1) 限りでない。 2 [次葉] 2 [次葉] 3「次々葉] [新設]

改めて「学位規則」の改正(3)

第9条 [前葉]

2 前項の規定にかかわらず 該博 大字評価•学位 与機構は、その論文の 文を求めに応じて閲覧に供

新

3 [次葉]

するものとする。

<u>旧</u>

第9条 [前葉]

2 前項の規定にかかわらず 博士の学位を授与された者 該博 大学評価•学位 機構は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供する ものとする。

[新設]

改めて「学位規則」の改正(4)

新	IΒ
第9条[前々葉]	第9条 [前々葉]
2 [前葉]	2 [前葉]
3 博士の学位を授与された者	[新設]
が行う前二項の規定による	
公表は、当該博士の学位を	
授与した大学又は独立行政	
法人大学評価•学位授与機	
構の協力を得て、インター	
<u>ネットの利用により行うもの</u>	
とする。	

「インターネットの利用により」とは?

(2) 公表の方法について

改正後の学位規則第8条及び第9条に規定するインター ネットの利用による公表の具体的な方法については、当該 博士の学位を授与した大学等の機関リポジトリ([略])による

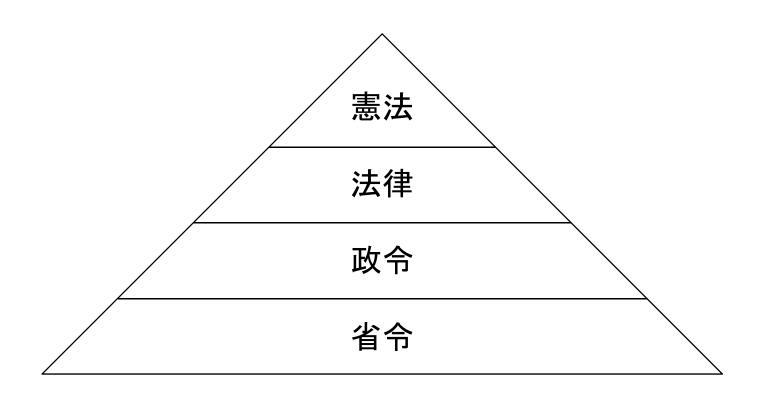
公表を原則とされたいこと。

機関リポジトリを有していない大学等においては、教育研究成果のオープンアクセス化を含め知的情報の蓄積・発信のための重要な手段として機関リポジトリを位置付け、整備を図るよう努めることとされたいこと。また、機関リポジトリが整備されるまでの間は、当該大学等のホームページにより公表すること、又は国立国会図書館に送付する博士論文を同館がインターネットの利用により提供することをもって、機関リポジトリによる公表に代えるものとすること。

[以下, 略]

(平成25年3月11日, 24文科高第937号「学位規則の 一部を改正する省令の施行等について(通知)」)

法令のピラミッド



「間接侵害」について

112条1項では、侵害する者またはそのおそれのある者に対して差止請求できると規定されているが、侵害する者とは誰を指すのか、という人的範囲については明確な規定はない。直接的に侵害する者以外の者(教唆・幇助者)に対する差止請求の可否は、一般には『間接侵害』と呼ばれている問題で、種々の議論があり、判例も多い。間接侵害には、

- ① 侵害物品の譲渡、所持、貸与、輸入等のように、侵害を拡 大させる行為
- ⑩ 侵害の施設・場所や機器等の提供のように、侵害を助長する行為
- ⑪ プロバイダーのように、侵害物を拡散する行為に大別でき、その態様も一律ではないため、間接侵害一般ではなく、個別の議論が必要となる。

(中山信弘「著作権法」有斐閣 (2007) p.475)

著作権等侵害論文登録に関する大学の責任

(損害賠償責任の制限)

- 第3条 特定電気通信による情報の流通により他人の権利が侵害されたときは、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信 設備を用いる特定電気通信役務提供者([略])は、これによって生じた損害については、権利を侵害した情報の不特定の者に対する送信を防止する措置を講ずることが技術的に可能な場合であって、次の各号のいずれかに該当するときでなければ、賠償の責めに任じない。ただし、当該関係役務提供者が当該権利を侵害した情報の発信者である場合は、この限りでない。
 - 1 当該関係役務提供者が当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知っていたとき。
 - 2 当該関係役務提供者が、当該特定電気通信による情報の流通を知っていた場合であって、当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知ることができたと認めるに足りる相当の理由があるとき。

2 [略]

4. 「要約」について

「やむを得ない場合」とは?

- (3) 代替措置の取扱いについて 改正後の学位規則第9条第2項に規定する[略]「やむを得 ない事由がある場合」とは[略] 次に掲げる場合が想定され ること。[略]
 - ① 博士論文が、立体形状による表現を含む等の理由により、 インターネットの利用により公表することができない内容を 含む場合
 - ② 博士論文が、著作権保護、個人情報保護等の理由により、 博士の学位を授与された日から1年を超えてインターネット の利用により公表することができない内容を含む場合
 - ③ 出版刊行、多重公表を禁止する学術ジャーナルへの掲載、特許の申請等との関係で、インターネットの利用による博士論文の全文の公表により博士の学位を授与された者にとって明らかな不利益が、博士の学位を授与された日から1年を超えて生じる場合
 「以下、略〕

(平成25年3月11日, 24文科高第937号「学位規則の 一部を改正する省令の施行等について(通知)」)

学術雑誌投稿論文の機関リポジトリへの登録

原稿形式(テキスト+図表) 雑誌掲載レイアウト レイアウト調整. 誤字・脱字校正 出版社版 ※英文校正レベルの改変がある場合もある 出版社 (publisher) B 1~3回程度 査読者 (referee) 著作権譲渡 accept 編集者 (editor) acceptされることと なった最終確定稿 校正 著者 (author) プレプリント1 プレプリントn 著者最終稿

出典:『機関リポジトリと著作権』杉田茂樹, 堀越邦恵(平成18年度学術ポータル担当者研修資料スライド4「論文投稿と著作権譲渡」) ※一部改変

SHERPA/RoMEO

- * URL: http://www.sherpa.ac.uk/romeo/
- * Securing a Hybrid Environment for Research Preservation and Access / Rights MEtadata for Open archiving
- * University of Nottingham を中心としたイギリスの高等教育機関で運営
- * JISC (Joint Information Systems Committee) からの支援

RoMEO colour	oMEO colour Archiving policy		%
green	green can archive pre-print and post-print		30
blue	blue can archive post-print (ie final draft post-refereeing)		32
yellow	yellow can archive pre-print (ie pre-refereeing)		8
white	white archiving not formally supported		30
	Total	1,303	100

出典: http://www.sherpa.ac.uk/romeo/statistics.php(2013年9月18日現在)

SCPJ

- O URL: http://scpj.tulips.tsukuba.ac.jp/
- O Society Copyright Policies in Japan(学協会著作権ポリ シーデータベース)
- CSI委託事業として, 筑波大学を中心に千葉大学, 東京工業大学, 神戸大学が連携して開設

	著作権ポリシー	学協会数	割合
Green	査読前・査読後のどちらでもよい	158	13
Blue	査読後の論文のみ認める	823	66
Yellow	査読前の論文のみ認める	13	1
White	リポジトリへの保存を認めていない	246	20
	小計	1,240	100
Gray	検討中・非公開・無回答・その他	1,367	

出典: http://scpj.tulips.tsukuba.ac.jp/info/stat/(2013年9月18日現在)

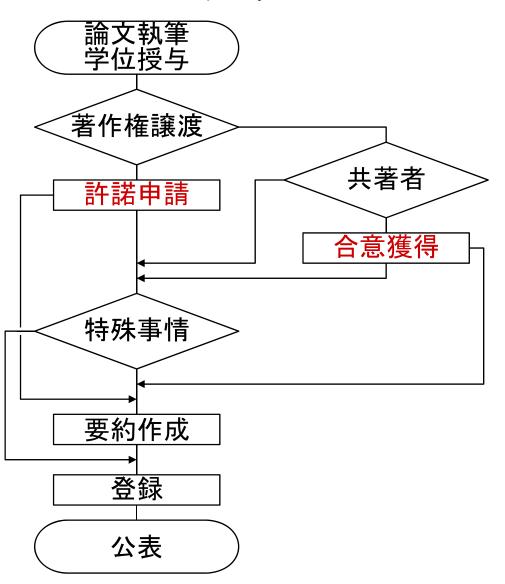
「要約」の著作権法的評価

翻案に該当しないもう一つの例としては、アブストラクト(抄録) あるいは要旨としての利用があります。ダイジェスト(要約)とい う形である程度の長さの著作物を短く縮めるという行為は翻案 に該当しますが、そうではなくて、ある著作物が何を書いてい るかを紹介する程度のもの、例えば、新聞・雑誌の図書紹介と か. 図書目録に記載するための要旨などは. 著作物の翻案と はいえません。そもそも著作物を利用しているとはいえない性 格の行為と観念されるからであります。翻案権が働く要約と働 かない要旨との違いは、要約が原作品を読まなくても原作品 が表現している著作者の思想・感情を読者に感得させるもの であるのに対し、要旨は原作品を読む意欲を起させる刺激剤 ではあっても原作品の表現を読者に受け止めさせるに由ない 性格のものとでもいえましょうか。

> (加戸守行「著作権法逐条講義」(6訂新版) 著作権情報センター(2013) p.214)

5. 今後の課題

フローチャート



内国民待遇

第5条(保護の原則)

- (1)著作者は、この条約によって保護される著作物に関し、その 著作物の本国以外の同盟国において、その国の法令が自 国民に現在与えており又は将来与えることがある権利及び この条約が特に与える権利を享有する。
- (2)[略]
- (3)[略]
- (4)[略]

(いわゆる「ベルヌ条約」)

情報流通促進のための体制づくり

